特集《第 24 回知的財産権誌上研究発表会》

実践的異議／無効理由の証拠収集方法



会員　角田　　朗

要　約

特許異議申立や特許無効審判における証拠収集手法について論説した。特許異議申立／特許無効審判においては，審査引用例よりも強力な証拠が求められる。先に，特許異議申立の現状について概説した。次に，特許異議申立／特許無効審判を行う際の調査手法について，特許庁審査における先行技術調査手法を参考に，新規性及び進歩性を否定するために有効な文献調査方法を説明した。

【討論対象となることを希望する論点】

1．特許異議や特許無効審判の調査手法
2．進歩性のロジック構築と，強力な証拠の収集，どちらに時間をかけるか

目次

1．はじめに
2．特許異議申立の現状
（1）　取消理由通知の割合
（2）　審査と同一文献による取消率
3．先行技術調査手法
（1）　特許庁審査における先行技術調査
（2）　特許異議や特許無効審判の調査手法
（3）　進歩性の論理づけ可能な文献調査手法
（4）　有利な効果と阻害要因について
4．まとめ

1．はじめに

特許異議申立や特許無効審判においては，その証拠を自ら収集し，申立書や審判請求書を作成する必要がある。しかしながら，弁理士の多くは出願書類作成や拒絶理由対応には習熟しているが，文献調査や審判の証拠収集に慣れていない方もおられるようである。加えて，特許異議申立や特許無効審判のための調査では，審査を経て特許された発明を対象にするため，出願前・審査前の先行技術調査に比べて難易度が高い。ここでは，その調査・証拠収集手法について，筆者の乏しい経験に基づくものも含めて，以下に紹介したい。

2．特許異議申立の現状

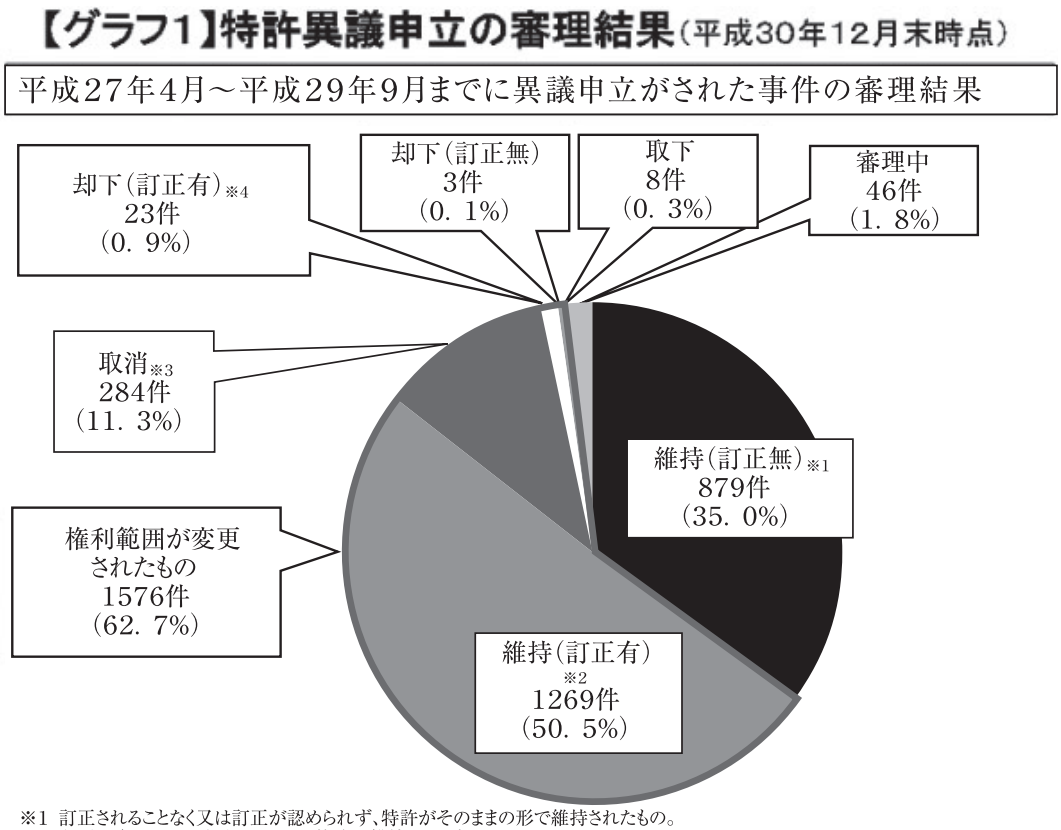
（1）　取消理由通知の割合

特許庁が 2019 年 2 月 27 日に公表した特許異議申立の統計情報[(1)]によれば，

「登録された特許がそのままの形で維持されたもの（維持（訂正無））が 879 件（35.0%），登録された特許が特許請求の範囲等の訂正を経て維持されたもの（維持（訂正有））が 1269 件（50.5%），異議申立の対象請求項の全て又は一部が取り消されたもの（取消）が 284 件（11.3%），異議申立の対象請求項が全て削除されたことにより異議申立が却下されたもの（却下（訂正有））が 23 件（0.9%）」である。

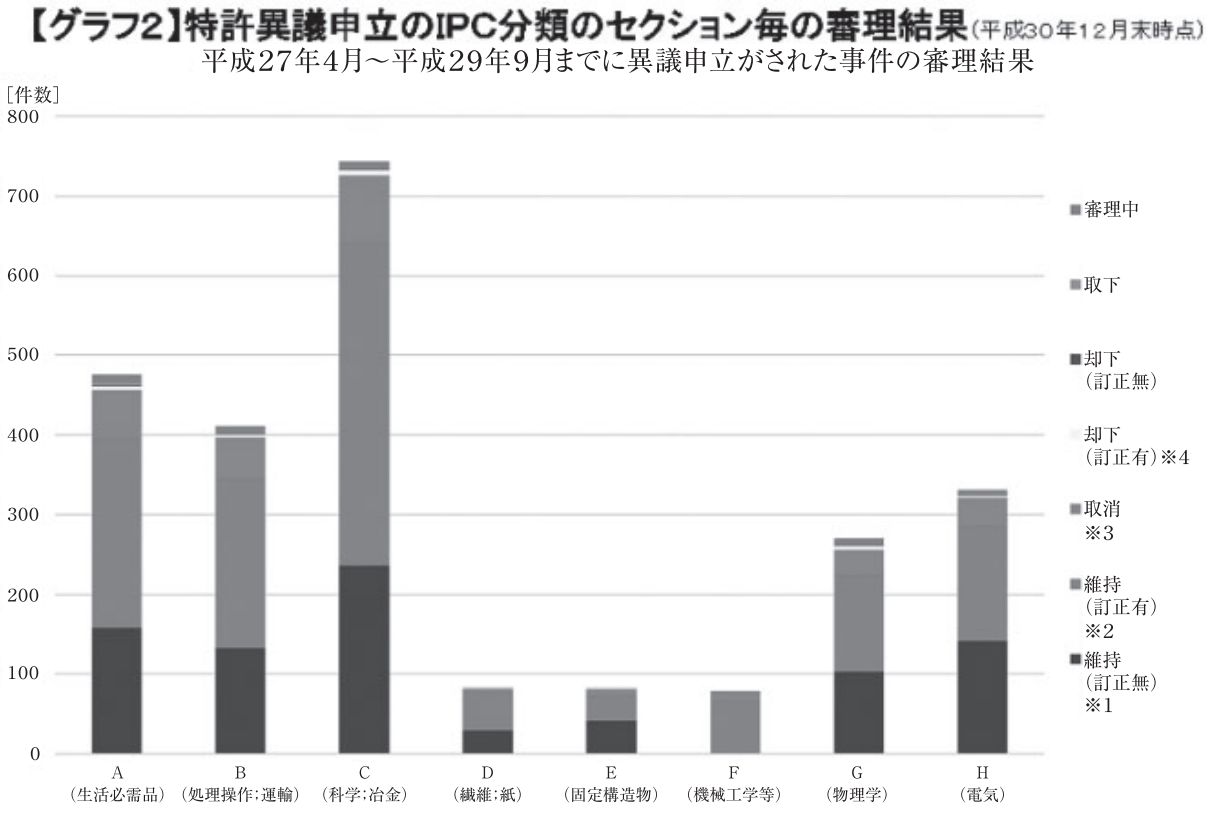
上述の特許異議申立の統計情報[(1)]に示されるように，訂正無しで特許維持となった事件は全体の 35.0% である。一方，図 1【グラフ 1】が示すように，請求項が 1 つ以上取消となった事件は全体の 11.3% に過ぎないが，異議申立てされた特許の 60% 以上について訂正が有り，権利範囲の変更を余儀なくされている。特許異議申立は他社の特許を完全に消滅させるための制度ではなく，自社が将来実施する可能性のある技術について，他社の特許を減縮させ自由度を高める制度と理解すべきであろう。

図 2【グラフ 2】が示すように，特許異議申立の最多分野は，IPC の C セクション，すなわち化学分野である。化学分野は電気・機械分野に比べてクロスライセ



※1 訂正されることなく又は訂正が認められず、特許がそのままの形で維持されたもの。
※2 訂正が全て又は一部認められて、特許が維持されたもの。
※3 異議申立の対象請求項の全て又は一部が取り消されたもの。
※4 異議申立の対象請求項の全てを削除する訂正が認められて、異議申立が却下されたもの。

（図 1：特許異議申立の審理結果（平成 30 年 12 月末時点））



※1 訂正されることなく又は訂正が認められず、特許がそのままの形で維持されたもの。
※2 訂正が全て又は一部認められて、特許が維持されたもの。
※3 異議申立の対象請求項の全て又は一部が取り消されたもの。
※4 異議申立の対象請求項の全てを削除する訂正が認められて、異議申立が却下されたもの。

（図 2：特許異議申立の IPC 分類セクション毎の審理結果）

ンスを結ぶ機会が少ないため，申立件数が多いと考えられる。

なお，特許無効審判は特許異議申立と比べ，請求人の主張立証機会が多いという制度上の相違はあるが，審判官合議体の審理基準は同じである。そのため，上記統計は無効審判とも共通するものと思われる。

（2） 審査と同一文献による取消率

2018 年に知財管理へ掲載された「特許異議申立に関する分析」[(2)]では，新規性違反の異議申立 448 件のうち，79 件は審査と同じ文献が申立理由に挙げられていること，及びそのうちの 57.0% が取消理由として採用されたことが示されている。一方，上記論文には審査で引用されなかった文献のみで取消理由を構築し，異議申立てした場合でも，取消理由の通知率は 61.2% であると解説している。審査と同じ文献を異議申立理由に含めた場合と，含めない場合で，取消理由の通知率はほとんど同じである。

審査と同じ文献が取消理由となったのは，「当業者の知見に基づいて発明特定事項の一致点を立証できた」，「特許発明のパラメータと審査文献に記載された発明が同一であることを立証できた」，「審査文献の実施例が特許発明の特定事項と一致する蓋然性を立証できた」場合などであるとされる。

一般論としては，審査引用例よりも強力な文献を証拠として提出するのが，特許異議申立や無効審判請求の成功の鍵である。だが，当業者の知見を生かし，先行技術文献に明記されていない技術を導き出すことも有効な立証方法と考えられる。ただし上記の立証は，弁理士と企業内研究者・技術者が協力して進める必要がある。

3．先行技術調査手法

（1） 特許庁審査における先行技術調査

特許庁審査においては，審査官が自ら先行技術を調査する場合もあるが，先行技術調査は主に登録調査機関[(3)]という特許庁の認証を受けた調査機関へ委託している。

登録調査機関で先行技術調査を行うには，INPIT が主催する調査業務実施者育成研修に合格する必要があり，その育成研修テキストが公開されている[(4)]。

上記テキストでは新規性と進歩性を考慮した調査に関して，「検索の考え方と検索報告書の作成」として以下の説明がされている。

「新規性判断のための検索，進歩性判断のための検索を効率的（迅速かつ的確）に行うためには，膨大な収録文献の中から，適切な文献をもれなく抽出しつつ，ノイズとなる文献をできるだけ含まない文献集合を作成する必要がある。適切な文献集合を作成すると，無駄な検索論理式を立てずに済む。そのために，検索方針マトリックスを想定すること有効である。

例：【請求項 1】PIN 構造を有するダイヤモンドダイオード

＜検索方針マトリックス＞

<ダイオード>	ダイヤモンド（→文献集合２）	ダイヤモンド以外（Ｓｉ等）
ＰＩＮ構造 （→文献集合１）	**X文献** **ダイヤモンドＰＩＮダイオード**	**Y文献** 例：ＰＮ→ＰＩＮで 逆接合特性ＵＰ
その他の構造 （ＰＮ構造等）	**Y文献** 例：Ｓｉ→ダイヤモンドで 放熱性ＵＰ	**A文献** 例：ＰＮ接合の特性

発明の構成を２分割できれば，＜検索方針マトリックス＞が想定できる。多くの発明は３つ以上の発明特定事項から成るが，その場合でも，「どのような Y 文献がありうるか」を推測することで，２つの発明特定事項群に分割することも可能である。発明特定事項を組み合わせたことによって顕著な効果を示す場合等，複数の文献にそれぞれ記載された各発明特定事項を組み合わせることが当業者にとって容易だといえない（同一でしか拒絶し得ない）案件の場合，組合せの発明特定事項を纏めて１つの発明特定事項としてマトリックスの分割を行う。

このとき何通りかの分割パターンが想定できるが，文献発見の蓋然性や論理付けの妥当性などから最適なパターンを選択する。また検索の進展によっては，途中で分割パターンを変更することもある。」

上記では，新規性を否定する証拠となる X 文献の範囲と，進歩性を否定する証拠となり得る Y 文献の範囲を説明している。進歩性論理付けの妥当性にも言及されているものの，Y 文献は発明の構成のうちその一部が開示されたものと定義している。

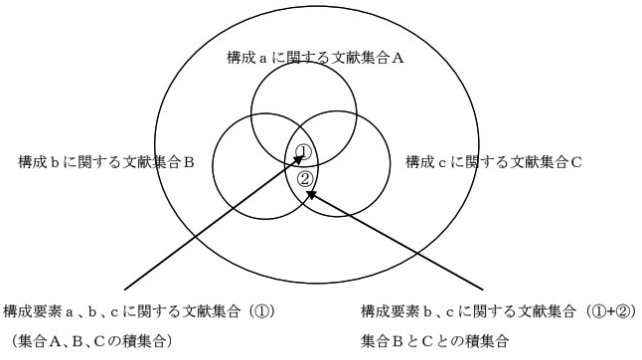
なお，登録調査機関が行った検索報告書は，J-PlatPat の審査書類情報照会や出願経過の閲覧請求により見ることができ，上記のような方針で調査が行

われていることを確認できる。（ただし，審査官が自ら調査を行った場合は検索報告書が作成されず，その検索結果について知る由はない。）

さらに，INPIT の「特許文献検索実務（理論と演習）［第 4 版］」には，特許庁審査のノウハウを活かした検索実務が解説されている。この第Ⅲ部 検索理論編には，「構成要素 a and b and c」を備えた発明に対する先行技術調査手法について，下記の説明がされている[(5)]。

「当初は『構成要素 a and b and c』に着目して，a に相当する技術，b に相当する技術，c に相当する技術のいずれについても同時に記載されている文献の集合を抽出してサーチを行っていたが，3 つの構成要素を同時に備えた先行技術を記載した文献が発見できなかったので，『構成要素 b and c』に着目して構成要素 b と c のみについて記載した文献の集合を抽出するサーチへと，検索範囲を拡張する場合。」

これは「構成要素 a，b，c からなる発明」について，「a，b 及び c に相当する技術」を検索しても新規性を否定する文献が見つからない場合には，「構成要素 b 及び c からなる技術」へ検索範囲を拡げることを説明している。



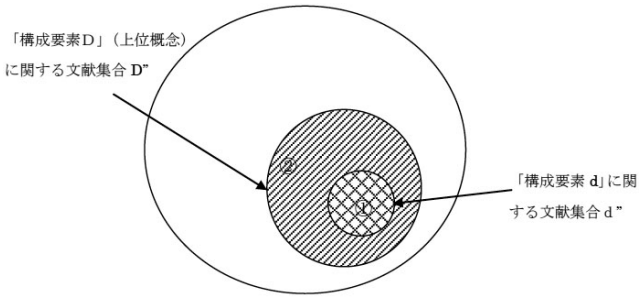
拡張イメージ（その1）

（図 3：検索範囲の拡張イメージ 1）

他にも，以下の説明がある。

「当初は『構成要素 d』に相当する技術が記載されている可能性のある文献の集合を抽出するサーチを行っていたが，より上位概念の『構成要素 D』に相当する技術が記載されている可能性がある文献の集合を抽出するサーチへと，検索範囲を拡張する場合。」

「構成要素 d からなる発明」について，d に相当する技術を検索しても新規性を否定できない場合，調査範囲を上位概念の「構成要素 D」に相当する技術へ拡げて検索するという説明である。



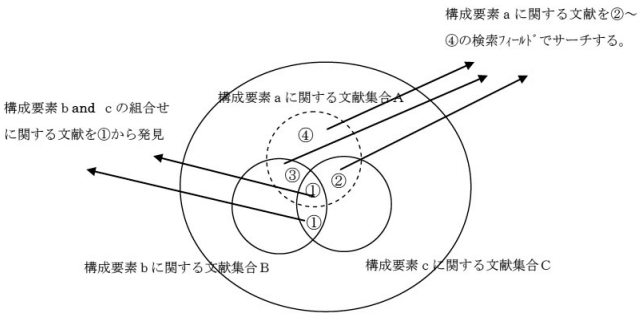
拡張イメージ（その2）

（図 4：検索範囲の拡張イメージ 2）

さらに，検索範囲の移行イメージについては，下記の説明がある。

「進歩性を考慮しながら検索範囲を移行する場合。例えば，『構成要素 a，構成要素 b 及び構成要素 c を備える』本願発明について，『構成要素 b and c』という組み合わせに関する先行技術文献を，文献集合 B と文献集合 C との共通部分（積集合）①の検索範囲で発見した後，更に，他の構成要素 a に関する先行技術文献をサーチすべく，文献集合 A の検索範囲②～④に移行する場合。」

これは「構成要素 b and c からなる技術」が見つかった後，「構成要素 a」に相当する技術を，「構成要素 a と b からなる技術」，又は「構成要素 a と c からなる技術」として探す説明である。



移行イメージ（その1）

（図 5：検索範囲の移行イメージ 1）

上記の検索手法は，いずれも調査の結果，新規性を否定できない場合に，進歩性を否定できる文献へ範囲を拡げるというものである。考え方としては適切であろう。

（2） 特許異議や特許無効審判の調査手法

しかしながら，上記説明は新規性を否定できる範囲に調査漏れがないことを前提としている。だが，現実には関係する同義語や特許分類を全て網羅することは難しく，漏れのない調査など不可能である。

日本特許公報を基に先行技術を調査した場合であれば，その検索式に調査漏れがあることを前提に，特許分類やキーワードなど検索条件を見直し，日本特許公報を再調査して，新規性を否定できる文献を見つけたほうが良い場合も少なくない。企業の知財部など外部へ仕事を発注する立場にある方ならば，別の調査会社等へ先の調査結果を伝えたうえで，再調査の依頼を検討するのも一考に値する。また，無効資料文献を探す場合には，最初から検索条件を固定して行うのではなく，適宜，見つかった文献の技術内容を踏まえて調査範囲を変えることが望ましい。その他に，ある程度関連のある文献が見つかった場合に，その審査引用例，被引用例を確認する方法もある。化学分野では特許発明実施例の製造方法と同じ方法が開示された文献を探して，特許発明と同一である蓋然性が高いことを立証する方法もある。

他の選択肢として，調査範囲を外国文献や非特許文献に拡げることも一つの方法である。例えば，情報通信技術（IT）やバイオテクノロジーなど米国の技術優位性が高い分野では，米国特許公報の調査も有効である。また，大学発明や化学や生物などサイエンスに近い分野では，学術論文を対象とした先行技術調査も有効である。外国特許公報については中国語文献の重要性が高まっているが，機械翻訳を用いて中国特許を日本語で検索，読込できる特許データベースもある。EPO の特許データベース Espacenet にも Google と共同開発した機械翻訳エンジンが用いられており，英日翻訳や中英翻訳等が可能である。多数の外国語をマスターすることは時間，労力の点であまり現実的ではないため，ツールの進歩を受け入れ，活用すべきであろう。

反対に，機械や電気の設計など製品開発分野については，非特許文献調査よりも特許調査を重視したほうが良い。企業の公開技報には新製品情報などが掲載されていることもあるが，肝心な製品設計部分は伏せられている場合が多く，無効資料文献として用いるには開示が十分でないものも多い。

（3） 進歩性の論理づけ可能な文献調査手法

再調査を行っても新規性を否定できる文献が見つからない場合には，進歩性を否定できる文献を探すことになる。その場合でも，特許異議や無効審判を活用して確実に権利を消滅させるには，実質同一の発明，すなわち特許発明との相違点が周知慣用技術の付加・削除程度である文献を探すことが望ましい。そして，実質同一の文献が見つからない場合には，進歩性の論理づけを確実にできる文献を探すことになる。

いずれにせよ，審査引用例よりも弱い文献（特許発明と技術的思想がそれほど近くない，あるいは特許発明との相違点が多い文献）を証拠として，特許異議申立や特許無効審判請求を行っても，所望の結果を得ることはほぼ不可能である。

特許庁の特許・実用新案審査基準では，進歩性が否定される場合に，主引用発明に副引用発明を適用する動機付けとして以下を挙げている[6]。

進歩性が否定される方向に働く要素	進歩性が肯定される方向に働く要素
・主引用発明に副引用発明を適用する動機付け （1）技術分野の関連性 （2）課題の共通性 （3）作用，機能の共通性 （4）引用発明の内容中の示唆 ・主引用発明からの設計変更等 ・先行技術の単なる寄せ集め	・有利な効果 ・阻害要因 例：副引用発明が主引用発明に適用されると，主引用発明がその目的に反するものとなるような場合等
審査官は，主引用発明に副引用発明を適用する動機付けの有無を判断するに当たり，(1)から(4)までの動機付けとなり得る観点のうち「技術分野の関連性」については，他の動機付けとなり得る観点も併せて考慮しなければならない。	

特許審査官や登録調査機関で用いる高度検索閲覧用機器，いわゆる審査官端末[7]では，全文テキスト等の検索はできるが，「発明が解決しようとする課題」，「発明の効果」，「発明の作用」の検索項目は用意されていない。その結果，特許審査のための先行技術調査においては，技術分野の関連性については十分考慮されているが，課題の共通性や作用，機能の共通性を考慮した検索については，それほど行われていないようである。一方，多くの商用データベースでは上記「発明が解決しようとする課題」等の検索が可能である。また，要約書の大半には「課題」が記載されており，要約から発明の課題を検索することもできる。

一例を挙げて説明すると，材料に特徴があるゴルフ

ボールのうち，飛距離の増加を目的とする日本特許公報を探したい場合，以下のような検索手法が考えられる。

① FI=A63B37/00,738　…　材料に特徴があるゴルフボールの特許分類
②要約=(飛距離+飛行距離+遠く)
③発明が解決しようとする課題=(飛距離+飛行距離+遠く)
④発明の効果=(飛距離+飛行距離+遠く)
⑤発明の作用=(飛距離+飛行距離+遠く)

検索集合：①×（②+③+④+⑤)

さらに，我が国固有の特許分類であるＦタームには，発明の構成だけでなく，「目的」，「効果」，「機能」，「用途」，「パラメータ」，「数値の規定」などが設けられている場合も少なくない。

図６は受光素子のＦタームであるが，Ⅲ－Ⅴ族アバランシェフォトダイオードのうち，Ｓ／Ｎ比の向上効果が高い日本特許公報を探す場合，以下のような検索が可能である。

① FT=（5F849AA07 + 5F849AA08 + 5F849AA09）
…　アバランシェフォトダイオードの特許分類
② FT=5F849AB07　…　素子本体材料がⅢ－Ⅴ族
③ FT=5F849BA04　…　目的・効果が受光素子のＳ／Ｎ比向上である特許分類

検索集合：①×②×③

主引用例と副引用例で(1) 技術分野の関連性があることはもちろんであるが，「発明が解決しようとする課題」等の検索やＦタームの目的，効果等を利用すれば，(2)課題の共通性，(3)作用，機能の共通性のある日本特許公報や，数値限定発明を効率的に探すことができる。そして，このような検索は，米国特許の無効資料調査で TSM（教示，示唆，動機付け）のある文献を探す際にも有効である。

なお，欧米が主導する共通特許分類 CPC（Cooperative Patent Classification）には，「目的」，「効果」等の

5F849	受光素子	光デバイス
	H01L31/00-31/02@Z;31/08-31/10@Z;31/18	

観点	Fターム										FI運用範囲
AA	AA00	AA01	AA02	AA03	AA04	AA05	AA06	AA07	AA08	AA09		H01L31/00-31/02@Z;31/08-31/08@Z;31/10-31/10@Z;31/18
	受光素子、放射線検出素子の種類	・フォトダイオード（ＰＤ）	・・ＰＮ接合型	・・ＰＮヘテロ接合型	・・ＰＩＮ接合型	・ショットキー障壁型	・・・ＭＳＭショットキー障壁型	・アバランシェフォトダイオード（ＡＰＤ）	・・・吸収／増倍分離型ＡＰＤ	・・・超格子ＡＰＤ		
		AA11	AA12	AA13	AA14	AA15		AA17	AA18		AA20	
		・フォトトランジスタ（ＰＴ）	・・バイポーラ型	・・・ヘテロ接合型	・・電界効果型（ＦＥＴ）	・・・ＭＩＳ（ＭＯＳ）型ＦＥＴ		・フォトコンダクタ（光導電型）	・・Ｐ型		・その他の型の素子	
AB	AB00	AB01	AB02	AB03	AB04	AB05		AB07		AB09		
	素子本体材料（基板，電極等はＦＡ～ＨＡ）	・材料	・・ＩＶ族	・・・単結晶、多結晶	・・・微結晶	・・・アモルファス		・・ＩＩＩ－Ｖ族		・・ＩＩ－ＶＩ族（ＨｇＣｄＴｅ等）		
		AB11	AB12	AB13	AB14		AB16	AB17		AB19		
		・・有機材料	・・・アゾ染料	・・・フタロシアニン化合物	・・・ヒドラゾン化合物		・ドーパント材料	・・導電型決定用		・バインダ材料（素子本体用のみ）		
BA	BA00	BA01	BA02	BA03	BA04	BA05	BA06	BA07	BA08	BA09	BA10	
	目的、効果	・感度向上（量子効率向上）	・・表面反射の減少、防止	・レスポンス向上（周波数特性向上）	・Ｓ／Ｎ比向上	・暗電流の減少	・ダイナミックレンジ「拡大」（高コントラスト比）	・エネルギー分解能向上（放射線、粒子線）	・エッジプレイクダウン防止	・分光特性の改善	・性能安定化（特性変動防止）	
		BA11	BA12	BA13	BA14	BA15	BA16	BA17	BA18			
		・バンドギャップの制御	・不純物濃度の制御	・格子定数の制御	・電気抵抗の低減	・容量の低減	・容量の増加	・誤動作防止、外乱対策	・生産性向上、低コスト化			
		BA21		BA23		BA25	BA26		BA28		BA30	
		・耐環境特性の向上（熱、水、塵、振動等）		・長寿命化		・小型化、軽量化	・設置、固定に関するもの		・製造工程に関するもの（歩留まり向上等）		・その他の目的、効果	
BB	BB00	BB01	BB02	BB03		BB05	BB06	BB07	BB08	BB09	BB10	
	用途	・光通信用	・ラインセンサ用	・イメージセンサ用		・撮像管用ターゲット	・太陽電池用	・計測用	・医療用	・電子写真用光導電体	・光ピックアップ用	

（図６：受光素子のＦターム）

項目は用意されていない。我が国の特許分類を FI，F タームから CPC へ移行させるべきという意見も聞く。特許庁も FI を CPC へ近づける改編を行ってはいるものの，日本と欧米の出願技術分野の違いや検索手法の違いから，我が国の CPC への完全移行は現実的ではないと考えられる。

さらに，欧米の特許公報・明細書では，技術分野（TECHNICAL FIELD），背景技術（BACKGROUND），発明の要約（SUMMARY OF INVENTION）から課題や目的を推察できるものの，課題等の直接的な記載がない。英語など外国語で記載された文献の行間を読んで，示唆があるか否かなどを判断するには，単に語学力があれば良い訳ではなく，その技術分野に関する深い知見も必要となる。

すなわち，進歩性の論理づけを考慮して証拠収集をする場合には，外国語文献よりも日本の特許公報が扱いやすいと言える。

なお，特許発明と実質同一と思われる文献が見つかった場合，周知・慣用技術の付加削除等で新たな効果を奏しないことを立証すれば，特許発明の進歩性を否定，ないし拡大先願の該当性を立証できる。そのような周知・慣用技術は各技術分野のハンドブックや教科書等に記載されていることも多い。ハンドブック等に記載された技術を探すには，図書館で手にとって文献調査することが有効である。他に，目的の技術が記載された日本特許公報を 3 件以上集めて，周知性を立証するやり方もある。なお，周知・慣用技術は当業者の大半が知っている技術であるため，外国語文献を探す必要はそれほどない。

昨今，AI の活用や働き方改革が叫ばれるが，調査，特に文献の読み込みには時間を要する。とりわけ再調査や，図書館調査には時間もかかる。調査に限った話ではないが，現実には時間をかけないとできない仕事も少なくない。短時間で効率良く無効資料文献が見つかるのであれば，そもそもその文献は審査段階で見つかっているはずである。

特許異議申立や特許無効審判請求を行う際には，進歩性を否定する証拠となり得る Y 文献よりも新規性を否定できる X 文献，すなわち強い証拠を見つけることが一番の道である。そのためには，検索技術や非特許文献を含めた証拠収集能力はもちろん，十分な時間を確保して調査を行うことも非常に重要である。異議申立・無効審判の審理は職権主義のため申立人等が主張しなかった異議理由等についても，提出した証拠に基づいて審理される場合が多い。そのため，進歩性を否定するロジック構築に時間を費やすよりも，より強い証拠を探すことに時間をかけるべきであろう。

（4） 有利な効果と阻害要因について

上述の通り，特許・実用新案審査基準に基づき進歩性の論理づけを考慮する際，有利な効果や阻害要因があれば，進歩性が肯定される方向に働く。しかし，文献調査により，特許発明の効果を否定することは実際には難しい。特許発明の有利な効果や実施可能要件を否定するには，文献調査よりも追試により立証すべきであろう。

また，上述の調査業務実施者育成研修テキスト及び INPIT 特許文献検索実務テキストには，阻害要因（副引用発明が主引用発明に適用されると，主引用発明がその目的に反するものとなるような場合等）については詳しく解説されていない。実際に，登録調査機関において阻害要因を考慮した検索はほとんど行われておらず，登録調査機関から先行技術文献の報告を受けた審査官が，阻害要因の有無を判断しているものと思われる。検索により，阻害要因のない文献を直接見つけることは困難であるが，特許異議申立時や無効審判請求時には文献の組合せに阻害要因がないか注意する必要がある。

4．まとめ

以上，特許異議申立てや特許無効審判のための調査について概説した。特許異議申立てや特許無効審判のために先行技術調査を行う手順をまとめると，以下のようになる。

(1) 新規性を否定する文献を見つけること
(2) 実質同一の先行技術文献を見つけること
(1) ／ (2) は，分野によっては外国公報や非特許文献調査が有効
(3) 周知・慣用技術はハンドブック・教科書，日本特許公報で見つける
(4) 進歩性を否定する複数文献を見つける場合には，阻害要因がなく，課題や作用・効果が共通し，確実に論理づけのできる文献を探す

(5) 有利な効果や実施可能要件を否定する場合，追試・実験を行う

技術と特許実務に精通した者，つまり弁理士でなければ，進歩性の論理付け等を考慮した調査や，周知・慣用技術の立証などを行うのは困難であろう。本稿が先行技術調査実務及び特許異議申立，特許無効審判実務の参考になれば幸いである。

（参考文献）

(1) 特許庁審判部，特許異議申立の統計情報
https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-tokkyo-igi/igi_moushitate_tokei.html（2019 年 3 月 7 日参照）
(2) 特許第 2 委員会第 3 小委員会，特許異議申立に関する分析 －新規性に焦点をおいて－ 知財管理，2018, Vol.68, No.12, pp1699～1700
(3) 特許庁 登録調査機関について
https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/touroku/touroku_chousa.html（2019 年 3 月 7 日参照）
(4) 独立行政法人工業所有権総合情報館，平成 30 年度調査業務実施者育成研修，検索の考え方と検索報告書の作成，pp34
http://www.inpit.go.jp/content/100798506.pdf（2019 年 3 月 7 日参照）
(5) 独立行政法人工業所有権総合情報館，特許文献検索実務（理論と演習）［第 4 版］第Ⅲ部 検索理論編，pp57～59
http://www.inpit.go.jp/content/100866551.pdf（2019 年 3 月 7 日参照）
(6) 特許庁，特許・実用新案審査基準 第 III 部 第 2 章 第 2 節 進歩性，pp3～4
http://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0202.pdf （2019 年 3 月 7 日参照）
(7) 独立行政法人工業所有権総合情報館，高度検索閲覧用機器による閲覧
http://www.inpit.go.jp/data/koho/s_tanmatu.html（2019 年 3 月 7 日参照）

（原稿受領 2019. 3. 11）